

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月28日
【会社名】	株式会社エイチ・アイ・エス
【英訳名】	H.I.S. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 社長執行役員 グループ最高経営責任者 澤田 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	050-1743-0080
【事務連絡者氏名】	執行役員 福島 研
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号(神谷町トラストタワー)
【電話番号】	050-1743-0080
【事務連絡者氏名】	執行役員 福島 研
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年1月27日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年1月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の配当は、無配と決定いたしました。また、会社法第452条の規定に基づき次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金の欠損の補填をすることに決定いたしました。

減少する剰余金およびその額	別途積立金	12,000,000,000円
増加する剰余金およびその額	繰越利益剰余金	12,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件（事業目的の変更）

(1) 定款第2条に定める事業目的を持株会社体制への移行を鑑み、当社および当社子会社の事業展開を見据えた所要の変更を行う。

(2) 効力発生日 2021年1月28日

なお、2020年1月29日開催の当社第39回定時株主総会において承認可決された、定款第1条（商号）の変更および第21条（代表取締役等）の変更は、吸収分割契約の効力発生日（2021年11月1日予定）と同時に効力が発生いたします。

第3号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更）

(1) 定款第3条に定める本店所在地を東京都新宿区から東京都港区に変更する。

(2) 効力発生日 2021年1月28日

第4号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数の変更）

(1) 定款第6条に定める発行可能株式総数を8,855万1,450株から1億5,000万株に変更する。

(2) 効力発生日 2021年1月28日

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、澤田 秀雄、中森 達也、織田 正幸、山野邊 淳、五味 睦、矢田 素史および澤田 秀太の7名を選任する。

第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって辞任により監査等委員である取締役を退任する桂 靖雄の補欠として鍋島 厚を選任する。また、同氏は、社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届出をする。なお、任期は本株主総会終結の時から定款規定に倣い、退任する監査等委員である取締役の任期満了する時までとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成の割合(%)	決議の結果
第1号議案	404,553	1,192	-	(注)1	99.41	可決
第2号議案	405,275	469	-	(注)2	99.59	可決
第3号議案	405,228	517	-	(注)2	99.58	可決
第4号議案	381,987	23,758	-	(注)2	93.87	可決
第5号議案				(注)3		
澤田 秀雄	335,403	60,326	10,012		82.42	可決
中森 達也	398,477	7,264	-		97.92	可決
織田 正幸	398,439	7,302	-		97.91	可決
山野 遼 淳	398,481	7,260	-		97.92	可決
五味 睦	398,487	7,254	-		97.92	可決
矢田 素史	398,387	7,354	-		97.90	可決
澤田 秀太	365,477	40,264	-		89.81	可決
第6号議案	399,083	6,655	-	(注)3	98.07	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上